

## 第 173 回奈良県都市計画審議会

1. 日時：令和 6 年 2 月 9 日（金）午後 2 時 00 分～午後 3 時 10 分
2. 開催場所：奈良県コンベンションセンター 2 階会議室 201・202
3. 出席者：塚口委員、久委員、朝岡委員、兒山委員、山口委員、松本委員、中津委員  
関口委員（代理出席）、安東委員（代理出席）、見坂委員（代理出席）  
安枝委員（代理出席）  
乾委員、川口委員、西川委員、中野委員、松木委員、中川（崇）委員  
平井委員、川村委員、中川（靖）委員
4. 開催状況：報道関係者 1 名

第 1 号議案 大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区域の変更について

第 2 号議案 大和都市計画道路の変更について【天理王寺線の変更】

第 3 号議案 吉野三町都市計画道路の変更について【秋野左岸線の変更】

第 4 号議案 吉野三町都市計画道路の変更について【丹治線の変更】

事務局： 定刻より少し早いですが、ただいまから第 173 回奈良県都市計画審議会を開会いたします。  
委員の皆様方には大変お忙しい中、ご出席を賜りまして、誠にありがとうございます。  
本日司会を務めさせていただきます事務局の山本です。どうぞよろしく願いいたします。  
審議に入ります前に、お手元の資料の確認をお願いいたします。  
まず、ホチキスで留めております 1 枚目に次第と書いております資料につきまして、2 枚目以降に座席表、審議会委員名簿、幹事名簿という構成になっております。  
その下に、第 173 回奈良県都市計画審議会議案書、第 173 回奈良県都市計画審議会参考資料集を置いております。また、委員と幹事の皆様には、前方に投影するパワーポイントを印刷したものを置いております。  
もし不足があるようでしたら、挙手いただきましたら、資料をお持ちいたします。  
よろしいでしょうか。

[不足無し]

事務局： 次に、本日の審議会運営についてご説明申し上げます。  
審議会事務局の幹事につきましては、議題に関係する幹事のみのお出席とさせていただいておりますので、ご了承願います。  
本日出席の幹事、関係課につきましては、お配りしております座席表をご覧ください。  
また、記録のため、事務局において録音と撮影を行いますので、ご了承ください。  
続きまして、当審議会の委員につきましては、お配りしております委員名簿の通りとなっておりますが、前回、令和 5 年 11 月の審議会以降、交代されました委員をご紹介させていただきます。お手元の委員名簿をあわせてご覧ください。  
奈良県市議会議長会を代表する委員の葛城市議会議長の川村 優子委員です。

川村委員： 川村でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 関係行政機関の委員からは、本日ご欠席ですが、お名前をご紹介させていただきます。  
近畿経済産業局長の信谷 和重委員です。

また、本日、学識経験者の三浦 研委員。近畿運輸局長の日笠 弥三郎委員。先ほどもご紹介いたしました、近畿経済産業局長の信谷 和重委員。奈良県市長会代表の檀原市長の亀田忠彦委員がご欠席となっております。

本日の審議会につきましては、委員総数 24 名中 20 名が出席されておりますので、奈良県都市計画審議会条例第 5 条第 1 項の規定によりまして、本日の審議が有効に成立していることをご報告いたします。

ここで報道関係者の皆様にお願ひ申し上げます。撮影、録画、録音につきましては、審議に入るまでの間とさせていただきますので、ご了承をお願ひいたします。

審議会運営規程第 5 条により会長が議長となることとなっておりますので、これ以降の議事の進行は会長にお願ひしたいと思ひます。塚口会長、よろしくお願ひいたします。

塚口会長： 塚口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

それでは、ただいまから第 173 回奈良県都市計画審議会の議事に入りたく存じます。

まず、議事録の署名人でございますが、審議会運営規程第 8 条により、私の方で指名させていただきますと存じます。

恐れ入りますが今回は、兒山委員にお願ひしたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

次に審議会の会議の公開でございますが、県の「審議会等の会議の公開に関する指針」により、審議会等の会議は原則として公開することとなっております。本日の審議案件につきましては、非公開とすべき内容がないと思われまますので、公開にしたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。報道関係者の皆様にお願ひいたしますが、撮影、録音、録画等はご遠慮いただきますようお願ひいたします。

それでは、本日の議案でございますが、審議案件が 4 件ございます。まず、第 1 号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更についての審議に入りたく思ひます。それでは事務局からご説明よろしくお願ひいたします。

事務局： 県土地利用政策課の川口でございます。

審議いただきます、第 1 号議案、大和都市計画市街化区域と市街化調整区域との区分の変更について説明させていただきます。お手元に議案書と参考資料を、それぞれ別とじで配布しております。議案書には計画書や変更理由書、位置図や計画図などを添付してございます。

参考資料集には変更の概要等をまとめてございます。説明はお手元の資料と合わせまして、前のスクリーンで行います。スクリーンを印刷した資料、A4 横のものですが、配布しておりますので、もし前のスクリーンが見えにくいという場合は、印刷物の方をご覧ください。

説明の流れといたしましては、まず初めに区域区分の変更方針について。続いて、変更案の概要、地区ごとの区域区分変更の考え方。手続きの経緯という順に説明いたします。

最初に区域区分の変更方針について説明させていただきます。こちらは議案書には記載されておりませんので、前のスクリーンか、スクリーンを印刷した資料をご覧ください。

区域区分とは、都市計画法では第7条に規定されており、第2項に市街化区域、第3項に市街化調整区域がそれぞれ規定されております。市街化区域は、すでに市街地を形成している区域及び概ね10年以内に優先的かつ計画的に市街化を図るべき区域であり、市街化調整区域は市街化を抑制すべき区域です。市街化調整区域から市街化区域へ変更することを一般的に線引きと呼び、その逆である市街化区域から市街化調整区域へ変更することを逆線引きと呼んでおります。

スライドの3ページです。県の整備・開発及び保全の方針における位置付けです。令和4年5月に県の都市計画の方針である大和都市計画及び吉野三町都市計画区域の整備・開発及び保全の方針（以下説明では整開保と略させていただきます。）を改定いたしました。

従来、区域区分を変更するにあたっては、10年に1度定期見直しを行っていましたが、整開保の改定により、地域の実情や、当該計画の実現性・実効性、その熟度等を考慮し、適切な時期に行う、つまり随時に見直すことが重要としております。

また、整開保には、区域区分の変更の基本的な考え方について明記しており、今回はこの方針に基づき、区域区分を変更いたします。

スライド4ページです。整開保で示している区域区分の変更の基本的な考え方についてです。

市街化調整区域から市街化区域への編入は、①工業・流通業務の適地や商業・サービス業務適地を中心に市街化区域編入を検討します。②住宅用地を目的とした市街化区域編入は原則として行いません。③災害のおそれがある地域の市街化区域編入は原則として行いません。

市街化区域から市街化調整区域に編入する際は、④市街地整備の見込みのない土地について、積極的に市街化調整区域編入を行います。⑤市街化区域内の災害の恐れのある地域については、市街化調整区域編入を検討します。以上、5つの方針を整開保で示しております。

続きまして、変更案の概要です。以降は議案書の内容を説明いたします。議案書は5ページになります。スクリーンの方は5ページをご覧ください。

はじめに、人口フレームについて説明いたします。整開保で目標年としている令和12年時点の市街化区域人口、スクリーンでは㊸と書いた部分ですが、99万3000人と想定しております。

配分する人口とは、今の市街化区域の面積内で居住可能な人口のことで、これは㊹と表記していますが、99万1000人と想定しております。この差である2200人が居住するための面積が今後足りなくなることが想定されておりますので、令和12年までは2200人分の面積を上限として、市街化区域編入が可能となっております。

この面積の上限枠のことをフレーム、この市街地として必要と見込まれる面積を割り当てる方式のことを人口フレーム方式と呼んでいます。市街化区域編入することにより、居住する人口が増える場合は、こちらのフレームの範囲内で市街化編入を行います。なお、今回は居住を目的とした編入ではありませんので、保留する人口に変動はありません。

続きまして議案書は4ページです。スクリーンは6ページをご覧ください。

区域区分を変更する理由でございます。大和都市計画区域では、昭和45年に区域指定を行うと同時に区域区分の決定を行いました。その後、6回の定期的な見直しを行っております。

これまで区域区分制度は、人口増加、高度経済成長の時代においては、無秩序な市街地の拡大の防止に効果を果たしてきた経緯がありますが、本県の人口についても、平成12年をピークに減少へと転じており、人口の減少、少子高齢社会など、社会経済情勢は大きく変化してきております。

このような経緯から、令和4年5月に改定した整開保では、地域の実情や当該計画の実現性・実効性、その熟度等を考慮し、適切な時期に変更を実施するとしています。また、工業・流通業務適地や商業サービス業務適地を中心に市街化区域編入を検討することや、市街地整備の見込みのない土地について、積極的に市街化調整区域へ編入することを位置付けております。

今回の変更は、これらの上位計画に即し、人口及び産業の将来の見通し、市街地における土地利用の現状及び将来の見通し等を勘案し、総合的に検討した結果、区域区分に関する都市計画変更を行うものとなっております。

具体的な変更内容としましては、民間開発事業者による計画開発事業が確実であると見込まれていて、都市の健全な発展に資するものであると認められる区域を市街化区域に編入するとともに、市街地整備の見込みがない土地については、市街化調整区域に編入するものです。

次に、変更案の概要について説明いたします。議案書は5ページ。このA3の折り曲げてあるものになりますが、スライドは7ページをご覧ください。今回の区域区分の変更は、生駒市から案の申し出を受けた5地区で、市街化区域編入が2地区、市街化調整区域編入が3地区となっております。

市街化区域編入の地区は、四角囲みの1番、学研生駒テクノエリア北西地区7.73haで、四角囲みの2番、学研生駒テクノエリア南地区2.16haです。いずれの市街化区域編入も市町村のまちづくり方針に合致し、民間開発事業の見込みがあり、工業系の土地事業を予定している地区となります。

スライド9ページです。市街化調整区域編入の3地区です。四角囲みの3番、生駒市北田原地区、0.01haです。四角囲み4番、生駒市白庭台東地区0.29haです。四角囲み5番、生駒市小明町地区0.02haです。いずれの地区も開発が困難で、今後、市街化の見込みがない地区です。

各地区の変更について、個別に説明いたします。議案書は6ページになります。前のスライドの方は10ページです。議案書の計画図は変更箇所を赤で着色しております。前のスライドでは、用途地域の着色や、写真を用いておりますので、こちらも併せてご覧ください。

生駒市学研生駒テクノエリア北西地区は、地区の東及び南側が市街化区域、準工業地域に接しており、隣接地はすでに工業団地が形成されております。また地区の現況は山林となっております。地区の北側、西側にも山林が広がっております。本地区は工業の適地として開発の見込みがあり、土地利用の方針に即した計画が具体化したことから、現状の市街化調整区域から市街化区域へ7.73haの編入を行うものでございます。

変更後の用途地域、高度地区、地区計画の概要を示しております。市街化区域編入と併せまして、生駒市が都市計画の手続きを進めております。

隣接する地区と同様の用途地域である準工業地域を定め、容積率 200%、建蔽率 60%、25m 高度地区が設定される予定となっております。さらに、青い線の範囲で、建築物の用途や建築物の壁面の位置を制限し、緑地等を配置するための地区計画を策定する予定となっております。

次の場所です。生駒市学研生駒テクノエリア南地区です。議案書は 7 ページになります。

生駒市学研生駒テクノエリア南地区は、地区の北側、東側、南側が、市街化区域（準工業地域）に接しております。隣接地にはすでに工業団地が形成されております。地区の現況は、住居、田畑となっております。本地区は工業の適地として開発の見込みがあり、土地利用の方針に即した計画が具体化したことから、市街化調整区域から市街化区域へ 2.16ha の編入を行うものでございます。

変更後の用途地域等の概要です。こちらも同様に生駒市が手続きを進めているものです。

隣接する地区と同様の準工業地域を定め、容積率を 200%、建蔽率を 60%とし、青い線の範囲では、25m 高度地区、緑の線の範囲では、20m 高度地区の設定を予定しております。同様に青い線の範囲内で、建築物の用途や壁面の位置を制限し、緑地を配置するための地区計画を策定する予定となっております。

今回の市街化区域編入 2 地区の上位計画との整合です。

整開保における工業・流通業務適地や商業・サービス業務適地を中心に市街化区域編入するという市街化区域の方針と整合しております。また、生駒市の都市計画マスタープランにおいて、当地区は産業地、すでに工業・研究業務地を形成している学研北田原地区周辺は、環境の悪化をもたらす恐れのない産業の振興と雇用の創出につながる産業機能の集積に加え、デジタル技術を駆使した変革に対応する産業施設等の立地誘導を図ると定められております。

したがって、今回の 2 地区の編入は、県や市の上位計画に合致したものと考えております。

ここからは市街化調整区域編入 3 地区の説明となります。議案書は 8 ページです。スライドの方は 17 ページをご覧ください。議案書の計画図には市街化調整区域編入する箇所を黄色で着色しております。

生駒市北田原地区です。現在、準工業地域で市道沿いに位置しておりますが、敷地と道路には高低差があります。

新たに整備された道路整備の際に残った狭小な敷地であり、今後も計画的な市街地整備の見込みがありませんので、土地所有者からの意向も踏まえまして、生駒市から変更の申し出があったものでございます。本地区は市街化区域内の空閑地であり、今後も計画的な市街地整備の見込みはありませんので、この 0.01ha を市街化調整区域に編入するものでございます。

次の地区です。議案書は 9 ページ、スライドは 19 ページです。生駒市白庭台東地区です。

近鉄けいはんな線の白庭台駅から北へ約 250m の距離にある住宅地で、平成 18 年に土地区画整理事業を行った際の残地となっております。現況は山林の一部で急傾斜となっております。開発に必要な幅員 4m 以上の道路には接していない状況です。このような状態から、今後も計画的な市街地整備の見込みがなく、土地所有者の意向も踏まえまして、生駒市から変更の申し出を受けたものでございます。

本地区は市街化区域内の空閑地であり、今後も計画的な市街地整備の見込みはありませんので、この0.29haを市街化調整区域に編入するものです。

次の地区です。議案書は10ページ、スライドは22ページです。生駒市小明町地区でございます。

こちらは市街化区域（準住居地域）に位置しており、北側、西側については、既存集落がありますが、この土地に接する道路はありません。今後も計画的な市街地整備の見込みがなく、土地所有者の意向も踏まえまして、生駒市から変更の申出を受けたものでございます。本地区は市街化区域内の空閑地であり、今後も計画的な市街地整備の見込みはありませんのでこの0.02haを市街化調整区域に変更するものです。

続きまして、以上3地区の市街化調整区域編入の上位計画との整合でございます。

県の整備保におきまして、計画的な市街地整備の見込みがない土地について、逆線引きを検討するとしておりますので、今回の3地区の市街化調整区域変更は、県の方針に合致したものと考えております。

最後になりますが都市計画手続きの流れです。参考資料に記載しておりますが、2ページとなります。スライドの方に参考資料集の内容を提示しておりますので、こちらを見ていただけたらと思います。25ページです。

都市計画手続きの流れとしましては、まずは生駒市から案の申出を受けまして、市街化区域編入予定の一部につきましては、令和5年8月に住民説明会を開催しております。市街化調整区域編入の3地区につきましては、説明会は開催しておりません。個別に関係者へ説明する等の対応を行っております。公聴会につきましては、開催を予定しておりましたが、事前の公述の申出がなかったため、開催はしておりません。案の公告・縦覧を、令和5年12月11日から25日まで行いましたところ意見書の提出はありませんでした。また、生駒市に意見を求めておりますが、意見なしの回答をいただいております。

このような経緯を経まして、本日、審議会に諮らせていただいているところでございます。

本日承認いただけましたら、国土交通大臣へ協議を行い、同意を得た後に決定の告示を行いたいと考えております。

以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

塚口会長： はい。ありがとうございました。

それでは本件につきまして、委員の皆様方からご意見ご質問ございましたら承りたいと思います。発言を求める方は恐れ入りますが挙手をお願いいたします。

係員がマイクをお持ちいたしますので、ご発言をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。よろしゅうございますか。

特にご発言はございませんね。

それでは、ご意見ご質問がないようですので、質疑を終了いたしましてお諮りしたいと思います。

本議案を承認することにご異議ございませんでしょうか。

[異議無し]

塚口会長： はい。ありがとうございます。

異議なしと発言いただきましたので、原案通り可決させていただきます。ありがとうございました。

それでは、あと2号、3号、4号と3つの議案がございます。

大和都市計画道路の変更について、それから、吉野三町都市計画道路の変更についてこちらは2件ございますけれども、この計3件は関連しておりますので一括して審議したいと思っております。

まずそれぞれにつきまして、事務局から説明をお願いいたします。

事務局：それでは引き続きまして第2号議案から第4号議案につきまして、県土利用政策課 川口が説明させていただきます。

第2号議案は天理市にございます大和都市計画道路天理王寺線の変更です。第3号議案は下市町にございます吉野三町都市計画道路秋野左岸線の変更です。第4号議案は同じく吉野三町都市計画道路で、吉野町にございます丹治線の変更です。

この3議案は、長期事業未着手の都市計画道路の一部または全てを廃止する変更を行うものです。

お手元の議案書は11ページ以降、参考資料は3ページ以降です。参考資料をメインに説明させていただきます。議案書と参考資料の内容は、前のスクリーンでまとめたものを映しますので、印刷資料とあわせて確認をお願いいたします。

説明の流れといたしましては、まず初めに奈良県内の都市計画道路の見直し状況について、都市計画変更案について、都市計画手続きの流れという順番で進めて参ります。

各議案の説明の前に、奈良県内で行っている都市計画道路の見直し状況についてご説明いたします。議案書には記載していない内容ですので、前のスクリーンかスクリーンを印刷した資料3ページからご覧ください。

都市計画道路では、過去に人口の増加、交通量の増大、市街地の拡大等を前提に決定されてきましたが、近年の人口の減少、高齢化の進行、将来自動車交通量の減少など、社会経済の状況は大きく変化し、都市計画道路網を取り巻く環境が変化してきております。

また、道路の都市計画が定められた区域内には、建築制限が課され、土地所有者は長期にわたり土地利用に支障が出ることになります。

左側のグラフは、奈良県の人口の推移です。平成12年の144万人をピークに人口は減少し始め、令和2年の国勢調査では132万人となっております。今後さらに減少していくと予測されております。

右側のグラフは、平成21年に公表しました、奈良県内の将来交通量の推計です。平成17年度の実績値では1800万kmあった交通量は、令和12年には1500万kmと、約2割減少すると予測されております。

スライド4ページになります。県内の都市計画道路の状況です。

県内には388路線の都市計画道路がありまして、計画の総延長は839kmあります。このうち、計画幅員通りに完成している、いわゆる改良済み延長であります。その計画延長で割った整備率は約55%程度となっております。残りの半数弱が計画幅員までは完成しておらず、事業未着手のままとなっている路線が多い状況となっております。

下のグラフは、都市計画決定延長と整備状況の推移を示しております。横軸が年、縦軸が延長です。上の線は計画決定延長、下の線が改良済み延長となっております。

この2つの差、黄色い部分は、この部分が事業中または、事業未着手の延長となります。グラフの中に赤い矢印がありますが、この部分で計画延長が急増しています。これはいわゆる高度経済成長期と呼ばれる昭和30年代から40年代で、このときに多数都市計画決定がされているということがわかります。この後事業が未着手となっている都市計画の中には、社会状況の変化により、必要性が薄れてきている路線が存在しています。

このような状況の中、奈良県では、平成22年に奈良県都市計画道路の見直しガイドライン（以下の説明ではガイドラインと省略させていただきます）を策定し、都市計画道路の見直しを進めています。

経緯としましては、下の表になりますが、平成20年に国が将来交通量の推計値を公表したことを受けまして、奈良県でも平成21年には県内の将来交通量推計結果を公表いたしました。

その後、ガイドラインの策定に着手し、平成22年にガイドラインを公表し、市町村にも通知したところでございます。この平成22年から県と市町が連携しまして、1つの市町村域に収まる路線の見直しに着手し、令和3年からは、複数の市町村を跨ぐなど、広域的な路線については県で見直しを行っているところです。これらの取り組みにより、令和5年度までに見直しが必要な23市町すべてが見直しに着手し、19市町が完了しているという状況となっております。

スライドの6ページになります。ガイドラインで示している、都市計画道路の存続廃止の考え方です。

右側に考え方の流れをフローとして示しております。まず、未着手の都市計画道路を抽出します。抽出した対象路線それぞれについて、特性、例えば、道路網の状況でありますとか、通学路として指定されているか、防災上、必要な道路であるかどうか等を把握します。このような路線の特性を踏まえまして、都市計画道路に求められる3つの観点、ここで、真ん中の黄色い部分に1、2、3と書いてありますが、自動車の交通機能、歩行者等の交通機能、自治体のまちづくり計画との整合性、この3つの観点において、都市計画道路の整備の必要性について検討いたします。このいずれの観点においても、必要性が認められない路線につきましては、原則、都市計画を廃止するというようにしております。この3つの観点の中で、必要性が1つでも認められた場合におきましても、例えばバイパスが整備されているとか、もうすでに現地に現道が十分機能しているといった他の手段で代替できる場合は、都市計画自体は廃止するという考え方をしてしております。県内の都市計画道路の見直しは、この考え方に統一して進めているところです。

ここからは各議案の内容について説明させていただきます。天理王寺線の変更です。参考資料集の3ページ、こちらに位置図、4ページに新旧を対照した計画書を載せております。参考資料集のこの内容については、前のスライドでまとめておりますので、説明については前のスライドに沿って説明させていただきます。

スライドは9ページになります。天理王寺線の現在の都市計画の概要です。

図面の黄色の丸の部分ですけども、起点が天理市杣之内町。終点は赤い矢印の先ですけど



も、天理市西嘉幡町に至る延長約 4.6 kmの幹線街路で、計画されている幅員は 24mとなっております。区間を分けて説明する必要があるため、区間番号をつけさせていただいております。起点から国道 169 号までの区間 1 ですけれども、黄色い表示の部分、約 820mは、2 車線で都市計画決定されています。続いて、国道 169 号から東井戸堂交差点までの区間 2 及び、東井戸堂交差点から国道 24 号まで、黒い色に着色している区間、そして国道 24 号から終点までの区間、赤色表示ですけれども、この部分の 3 つの区間はすべて 4 車線で都市計画決定されています。

この中で、黒色に着色されている区間は、4 車線で都市計画決定通り、すでに整備されています。それ以外の黄色と赤色着色の区間 1・2・3 ですけれども、これは都市計画道路には整備されていません。

今回は区間 1 の黄色着色部分、約 820mの都市計画を廃止したいと考えております。

スライドの 10 ページです。今の都市計画道路天理王寺線が計画されている部分の現道の状況となります。

写真 1 は今回の廃止区間である区間 1 の現道である国道 25 号です。車道は 2 車線あり、歩道は車道と分離して設置されています。歩道は両側に設置されています。

写真 2 は、区間 2 の現道である天理市道で、車道は 2 車線あり、歩道は片側のみに設置されている状況です。

写真 3 は、4 車線で天理市道が都市計画幅員通りに整備されています。

写真 4 は、区間 3 の状況で、現道は天理市道であり、車道は 2 車線分離されておらず、歩道も設けられておりません。

スライド 11 ページ。変更理由です。

都市計画道路天理王寺線は、昭和 29 年に杣之内嘉幡線として都市計画決定された後、国道 24 号の交通量の増加に伴い、檀原バイパスの新設に合わせ、本路線の延伸を図り、バイパスと接続することで、市内に流れる、通過交通を緩和するというを目的に、昭和 47 年に都市計画変更され、現在の形となっております。都市計画決定後 50 年以上を経過しているところです。

起点から国道 169 号までの間、区間 1 は現道に国道 25 号があり、必要な機能を有しており、都市計画の整備の必要がなくなっております。ガイドラインに沿って検証した結果、必要性が認められませんので、天理市杣之内町から勾田町までの約 820mの区間を廃止するものです。

スライドの 12 ページです。議案書に記載しておりませんので、スライドをご覧ください。

廃止区間、区間 1 について、見直しのガイドラインに沿って検証した結果です。ガイドラインでは、都市計画道路に求められる 3 つの機能、自動車交通機能、歩行者等の交通機能、まちづくり計画との整合性を見直しの観点としております。検証におきましては、さらに項目を 12 項目に細分化し必要性を検証しております。

先ほどの廃止区間 1 の検証結果を示しております。必要性の部分に○が付いていると必要性がありとなっております。必要性の位置付けを右側に書いております。まず、自動車交通機能ですけれども、天理市の都市計画マスタープランにおいて、まち・さと連携環状軸との位置

付けがありますので、必要性ありとなります。歩行者の交通機能では、奈良まほろばサイクリングルートや通学路等の位置付けがあり、必要性ありとなります。まちづくり計画の整合性では、緊急輸送道路の位置付けがあり、必要性ありとなります。横バーの項目は、都市計画道路として必要性が認められない項目となります。

続きまして、代替性の検証です。先ほどの検討で必要性がある場合は、現道の使用状況や、周辺の道路整備状況等を考慮し、代替可能であるかどうかを検証しております。

①自動車交通機能は現道として、国道 25 号があり車道 2 車線設置されており、問題となるような渋滞混雑は発生していない状況です。②歩行者交通機能につきましては、通学路の位置付けがありますが、事故危険箇所等の指定はありません。両側にも歩道が設置されておりますので、こちらでも代替可能と判断しております。③まちづくり計画との整合性につきましては、緊急輸送道路の指定がありますが、車道 2 車線の幅員が確保されております。これらのことから、必要性があるとされた項目も、現道の国道 25 号が必要な機能を有し、代替可能であることから、この区間の都市計画は廃止が妥当と考えております。

都市計画の手続きの流れです。参考資料集の 6 ページに流れをお示ししております。スライドの方には、参考資料集を転記しております。

都市計画の手続きに先立ちまして、令和 4 年 2 月 1 日から 3 月 2 日までパブリックコメントを実施しましたが意見はいただいておりません。その後、令和 5 年 8 月 7 日から 21 日にかけて、原案の閲覧と、公述申出の受け付けを行いました。事前に申出がありませんでしたので、公聴会は中止しております。令和 5 年 11 月 1 日から 15 日の 2 週間、案の公告縦覧、意見書の受付を行いました。意見書の提出はありませんでした。関係市である天理市からは、意見なしの回答をいただいております。このような経緯を経まして、本日都市計画審議会に諮らせていただいたところでございます。

続きまして、第 3 号議案、吉野三町都市計画道路秋野左岸線の変更について説明いたします。スライドは 17 ページです。参考資料集の 8 ページに位置図、9 ページに計画書を載せております。それをまとめた内容が、前のスライドになっておりますので、前のスライドをご覧くださいと思います。

秋野左岸線の現在の都市計画の内容です。図面の左側が起点で右側が終点です。下市町大字下市から大字善城に至る、延長約 2.8 km の幹線街路で、計画幅員は 7m で、2 車線の都市計画となっております。

起点から、国道 309 号までの区間を区間 1・2 と表記しておりますが、ここは現道として、町道及び県道の洞川下市線があり、その上に都市計画が決定されております。この図面は左側が北側になっておりますので、東側、図面上部ですけれども、こちらは並行してグレーのラインの国道 309 号が通っております。この国道 309 号は、区間 2 の終点付近でクランク状に折れ、下市町役場の前を経由しまして、天川・黒滝方面へ至る路線となっております。今回の都市計画の区間 3 につきましては、国道 309 号の途中からそれる形で、地元の集落内に都市計画が決定されています。

真ん中の赤い線で示している区間は国道 309 号ですが、ここは都市計画上の幅員で整備済みとなっております。緑のマルで表示した施設は、下市町が緊急避難場所として指定されてい

る施設となります。

この場所の交通量ですが、国道 309 号は 12 時間で約 7200 台。今回の都市計画を打たれている区間 1 につきましては約 600 台ということで、交通量からは、幹線道路の機能はグレーのラインの国道 309 号が担っているというところです。今回は、起点側の未着手区間である区間 1・2 の約 1560m、終点側の区間 3 の約 230m、この 2 区間を廃止したいと考えております。

スライド 18 ページの現道の状況です。写真①は、区間 1・2 の町道の状況です。車線はセンターラインで分離されていませんが、通学路の安全対策として、グリーンベルトが引かれております。通行は地元の生活交通がほとんどの状況です。写真②は、区間 1・2 に並行する国道 309 号の状況です。センターラインで 2 車線に分離されており、歩道はありませんが 2 車線で分離されています。この路線には都市計画道路千石橋通り線が幅員 9m で都市計画決定されています。写真③は廃止区間 3 の現道となります。主として生活道路として利用されている町道となります。写真④は、廃止区間 3 に並行する国道 309 号です。センターラインで 2 車線に分離されており、歩道はありません。

変更理由です。都市計画道路秋野左岸線は、昭和 29 年に都市計画決定され、昭和 48 年に名称が変更されています。最初の都市計画決定から 70 年程度経過している状況です。起点から一般国道の 309 号までの区間 1・2 は、歩道を有しない幅員で都市計画決定がされており、並走する国道 309 号や、現道の下市町道が必要な機能を有していることなどから整備の必要性はなくなっております。一般国道 309 号から終点までが、先ほどの区間 3 ですが、並走する国道 309 号が必要な機能を有していることなどから、整備必要性がなくなっています。当該 2 区間をガイドラインに沿って検証した結果、必要性が認められませんので廃止を行うものです。変更の内容は、起点から国道 309 号までの区間 1・2、約 1560m、国道 309 号から終点までの区間 3、約 230m を廃止するものです。

スライドの 20 ページです。先ほどの路線と同様に、ガイドラインにより、必要性の検証を行っております。

区間 1・2 につきましては、歩行者等の交通機能において、通学路に位置付けられており、必要性があります。まちづくり計画との整合性では、緊急避難場所である下市あきつ学園、旧下市小学校跡や、下市観光文化センターにアクセスしており、必要性がありとなります。

代替性の検証になります。現道は主に地元の生活道路として利用されており、歩行者等の交通機能について、通学路におきましては、地元住民や警察が協議した上で、通学路安全対策プログラムに示されたグリーンベルト等の安全対策が実施されております。まちづくり計画の整合性につきましては、緊急避難場所には、国道 309 号や県道洞川下市線、町道等でアクセスが可能であると判断しています。これらのことから、秋野左岸線の区間 1・2 の都市計画については、廃止が妥当と考えております。

スライドの 22 ページになります。こちら区間 3 の検証結果です。区間 3 は、歩行者の交通機能において、通学路の位置づけになります。まちづくりの計画整合性では、同じく緊急避難場所にアクセスする機能があり、その 2 点について必要性があるということになります。

代替性の検証です。こちらも同様に、地元の生活道路として利用されており、通学路の位置

付けには、ここは安全対策が必要な場所という位置付けはありませんので、現道の町道において、安全対策は求められておりません。また、まちづくり計画の整合性につきまして、緊急避難場所には、国道 309 号と現道の町道で、アクセス可能ということで判断をしております。

これらのことから区間 3 につきましても、代替性があり廃止が妥当と考えております。

次に、都市計画手続きの流れです。先ほどと同様ですが、都市計画の手続きに先立ち、パブリックコメントを令和 4 年 8 月に実施しましたが、意見はありませんでした。その後、令和 5 年 8 月 7 日から 21 日にかけて、原案の閲覧と公述申出の受け付けを行いました。申出がありませんでしたので、公聴会は実施しておりません。令和 5 年 11 月 1 日から 15 日の 2 週間、案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。関連する関係町であります下市町からは、意見なしの回答をいただいております。これによりまして、本日お諮りしているところでございます。

最後の議案になります。第 4 号議案、丹治線の変更です。参考資料集の 15 ページに載っています。16 ページには計画書を載せております。同様にその内容をまとめたものが前のスライドでございます。スライドは 27 ページです。前のスライドの図面では、起点が上、終点の下となります。

都市計画道路丹治線は、現在の内容は、吉野町の大字丹治から吉野山に至る延長約 1.8 km の幹線街路です。計画幅員は 12m で、2 車線の都市計画となっています。まず、図面上の起点から県道五條吉野線、これは東西に走るグレーのラインです。ここまでは区間 1 とし、左に拡大した地図を載せております。

この区間は未整備の都市計画道路吉野下市線を起点とし、県道五條吉野線に接続する路線として計画されております。この区間は、現道はありませんが吉野神宮駅や対岸の国道 169 号では県道五條吉野線を経由してアクセスし、指定されている状況です。区間 2 は、県道五條吉野線から、近鉄吉野駅に至る区間で、県道桜井吉野線の上に都市計画決定がされています。緑の丸は、県が防災拠点に指定している施設です。今回は区間 1、区間 2 の両方とも都市計画の全区間を廃止したいと考えております。

同様に区間の現況の状況です。

写真 1、写真 2 は、先ほどの区間位置の付近の東西の県道五條吉野線の状況です。丹治線の都市計画道路の西側が写真 1、東側が写真 2 となっております。西側はセンターラインで分離されておりますが、東側は分離されていません。写真 3、写真 4 は、区間 2、県道桜井吉野線の状況です。車道は 2 車線に分離されており、歩道はありません。

スライド 29 ページです。変更理由です。

都市計画道路丹治線は昭和 59 年に市街化区域及び市街化調整区域の区域区分、用途地域の決定が行われたことに伴い、交通網体系の確立を図ることを目的に、都市計画決定され、今の形となっております。都市計画決定後約 40 年経過しております。県道五條吉野線や、現道である桜井吉野線が必要な機能を有しておりますので、整備する必要はなくなっております。ガイドラインに沿って検証した結果、必要性が認められないため、全線を廃止するものです。

スライド 30 ページ。ガイドラインによる検証です。

先ほどの区間 1 につきましては、自動車交通機能において、近鉄吉野神宮駅へのアクセス機

能の位置付けがあり、必要性ありとなります。まちづくり計画の整合性においては、防災拠点へのアクセス機能の位置付けがあり、必要性ありとなります。

続きまして区間 2 の検証結果です。区間 2 につきましては自動車交通機能において、近鉄吉野駅へアクセスする機能の位置付けがありとなります。区間 2 の代替性の検証です。自動車交通機能につきましては、近鉄吉野神宮駅、吉野駅へは、県道の五條吉野線や、桜井吉野線でアクセス可能な状況です。まちづくり計画の整合性においては、防災拠点へのアクセスについては、県道五條吉野線や桜井吉野線でアクセス可能となっております。必要性が認められた項目についても代替可能となっておりますので、都市計画の廃止は妥当と考えております。

手続きの流れです。スライド 34 ページ。参考資料は 18 ページになります。こちらも都市計画の手続きに先立って、パブリックコメントを令和 4 年 8 月に実施しておりますが、意見はございませんでした。その後、令和 5 年 8 月 7 日から 21 日にかけて原案の閲覧と、公述申出の受付を行いました。申出がなかったため公聴会は中止しております。令和 5 年 11 月 1 日から 15 日の 2 週間、案の公告・縦覧を行いました。意見書の提出はありませんでした。

関係町である吉野町からは、意見なしの回答をいただいております。このような経緯におきまして、都市計画審議会に諮らせていただいております。

以上で、2、3、4 号議案の説明を終了させていただきます。

ご審議のほどよろしくお願いいたします。

塚口会長： はい。ありがとうございました。

それでは、今ご説明いただいた 3 件につきまして、ご意見、ご質問ございましたらお願いしたいと思います。恐れ入りますが、発言される場合は、挙手をお願いいたします。いかがでしょうか。どうぞ。マイクをお持ちします。

朝岡委員： 第 3 号議案の質問です。第 3 号議案の区間 1・2 についてなんですけれども、通学路の安全対策が施されているということで、グリーンベルトを引いているというご説明だったと思うのですが、この写真で見るとこのグリーンの線のことを言うのかとは思うのですけれども、具体的にどのように安全対策がこれで図られるのかお聞きしたいです。

塚口会長： それでは、事務局の方でお答えいただけますか。

事務局： はい、川口です。通学の対策につきましては、地元と P T A ですか、学校関係者とか、警察関係者、あるいは道路管理者が集まって、実際に現地を見て、どういう対策が必要かということで実施しております。今回のこの場所につきましては、児童が歩く場所を明示することで、自動車が本来走ってはいけない路肩に入らないように、ここが児童の歩く場所というところを明示するという意味の安全対策を実施しているというところでございます。

塚口会長： 朝岡委員どうぞ。

朝岡委員： グリーンの線を引くことによって児童が歩くところだということを明示しているという意味があるってということですか。

事務局： はいそうです。

朝岡委員： これをもし廃止しなかった場合であっても、計画歩道を含まない幅員で都市計画決定されているというご説明でしたが、廃止しなかったとしても、歩道がつけられるわけではなくて、同じ範囲で同じような安全対策の方法になったという理解でよろしいでしょうか。

塚口会長： 事務局どうぞ。

事務局： はい。その通りでございます。

朝岡委員： わかりました。

塚口会長： 安全性の確保は、大丈夫なのですか。

事務局： 地元でありますとか、通われている学校とそれに関係する関係者等が寄合って、こういった安全対策を行っていかうということで決められておりますので、それに基づいてあとは交通ルール等を遵守していただいて、通行していただくことで、十分安全性は確保できるのではないかと考えてございます。

塚口会長： よろしゅうございますか。完全な安全性確保には少し足りないようにも思われますけれど、地元がずっと対策を自分たちもやっぺこうとしているところを、事務局として見ておられるのかなと思います。

他、いかがでございましょうか。

通学路における事故というのが、残念ながら起こっていますよね。痛ましい事故が起こっておりますから、このあたりは十分に、我々気をつけなければならないというふうに思っておりますので、その辺りにつきましても、地元の皆さんも、できるだけそういうことを自分事として、地元でも努力するというような姿勢をお持ちいただきたいと思ひます。事務局からも、少しお伝えいただいたらありがたいと思ひます。

他はいかがでございましょうか。よろしいですか。

それでは、ご意見も出尽くしたようでございますので、意見書の提出もなかったようでありまひし、関係市町からの意見もなしというような状況であったかと思ひれますので、それぞれお諮りしたらよろしいですね。

第2号につきまして、承認ということでよろしゅうございましょうか。

[異議無し]

第3号はいかがでしようか。よろしゅうございまひるか。

[異議無し]

第4号につきましてもよろしゅうございまひるか。

[異議無し]

はい、ありがとうございます。

それぞれご承認いただけたという形にさせていただきたいと思ひます。

どうもありがとうございます。

それでは、予定しておりました議案につきましては、終了したと思ひますけれども、事務局他に何かお伝えすることはございまひるか。

それでは、事務局に会議の進行をお返ししたいと思ひます。

どうぞよろしくお願ひいたします。

事務局： 塚口会長ありがとうございます。また、ご出席いただきました皆様、長時間にわたりご審議いただきまして、ありがとうございます。令和5年度の奈良県都市計画審議会につきましては、本日が最終となります。今年度もご多忙の中、ご出席をいただきまして、ありがとうございます。令和6年度につきましては、例年7月、11月、2月の3回の開催を予定して

おりますが、現在のところ、次回開催につきまして調整を行っております。決まり次第、ご案内をいたしますので、引き続きどうぞよろしくお願いいたします。それでは以上をもちまして、第 173 回奈良県都市計画審議会を閉会いたします。本日はありがとうございました。